

議案第 24 号

協議項目 22 「地域審議会の取扱いに関すること」

協議項目 22 「地域審議会の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 20 年 4 月 22 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫

地域審議会の取扱い

勢多郡富士見村の区域に市町村の合併の特例等に関する法律第 22 条の規定に基づく地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。